

清瀬市自主防災組織の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び清瀬市地域防災計画の趣旨に基づき、市民による自主防災組織の設置を促進させ、かつ自主防災組織を育成することにより「自分の命、自分のまちは、自分たちで守る」を主眼とした市民の防災意識の高揚を図り、万一の災害時に備えた行動力を高めて災害に強いまちの構築を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、市長が認定した団体をいう。

- (1) 市内の町会若しくは自治会又はこれらに類するもので自主的に結成された団体であること。
- (2) 1組織がおおむね10世帯以上で構成されている団体であること。
- (3) 年1回以上の防災訓練の実施、又は市、消防署若しくはその他の団体のいずれかが行う防災訓練若しくは防災に関する諸行事（以下「防災訓練等」という。）に参加する団体であること。
- (4) 組織の活動規約等を定めている団体であること。
- (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認める要件を満たす団体であること。

(認定届出)

第3条 市長は、前条に規定する自主防災組織を設置するものがあるときは、その代表者に清瀬市自主防災組織（連絡協議会）設置届出書（以下「届出書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、届出をするよう求めるものとする。

- (1) 自主防災組織が自主防災活動を展開する区域の見取図
- (2) 自主防災組織の役員名簿
- (3) 自主防災組織の組織図
- (4) 自主防災組織の規約
- (5) 前各号のほか市長が必要と認める書類

2 複数の自主防災組織による連絡協議会を結成したときは、前項に準じて市長に届出を求めるものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する届出書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、清瀬市自主防災組織認定（不認定）通知書により届出書があった団体に通知する。

(認定の取消し)

第5条 市長は、前条の規定により認定した自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織の認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 前2号のほか市長が不適当な行為等があったと認めるとき。

(自主防災組織の育成)

第6条 市長は、自主防災組織の依頼に基づき、次の各号に掲げる支援及び協力をして自主防災組織の育成を図るものとする。

- (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資器材等の整備に関する支援

- (2) 防災意識の普及及び高揚を図るための各種防災行事への協力
- (3) 前2号のほか市長が自主防災組織に必要と認める支援及び協力
(訓練の報告)

第7条 市長は、自主防災組織が実施、又は参加する防災訓練等に際し、自主防災組織の代表者に次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 自主防災組織が防災訓練等を実施、又は防災訓練等に参加するときは、事前に防災訓練等計画書の提出を求める。
- (2) 自主防災組織が防災訓練等を実施、又は防災訓練等に参加したときは、速やかに防災訓練等実施結果又は参加結果報告書の提出を求める。

(届出事項の変更・廃止届)

第8条 市長は、自主防災組織が第3条第1項各号の届出事項に変更が生じたとき及び第4条において認定した自主防災組織を廃止するときは、速やかに自主防災組織の代表者に清瀬市自主防災組織変更・廃止届の提出を求めるものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について、必要な書類及び帳票等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日訓令第21号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。